株式会社京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る 郵便番号600-8652

お客さまのSDGs・ESG経営をサポート! 新たなサステナブルローンの取り扱いを開始!





京都銀行(頭取 土井 伸宏)は、本日(2021年12月6日(月))から、サステナビリティローンおよびトランジションローンの取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

今回、本年5月から取り扱いを開始しているサステナビリティ・リンク・ローン、グリーン/ ソーシャルローンに加え、新たにサステナビリティローンおよびトランジションローンの取り扱いを始めるものです。

当行では、本年1月に「サステナビリティ経営推進委員会」を設置し、「持続可能な社会の実現に向けた投融資方針」を策定いたしました。10月には「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」提言賛同表明に合わせ、2030年に向けたサステナブルファイナンス(投融資)目標を「1兆円」と定めております。

今後も、SDGs・ESG経営サポートを通じ、お客さまのさらなる発展と持続性のある地域社会の実現を目指してまいります。

記

1. 取り扱いを開始するサステナブルローンの特徴

- (1)「京銀サステナビリティローン」は、資金の充当事業として、環境問題と社会課題を それぞれまたは同時に解決することに資する事業を対象とするものです。
- (2)「京銀トランジションローン」は、お客さまの脱炭素社会の実現に向けた取り組みをサポートするためのものです。
- (3) 両ローンとも、融資の取り組みにあたっては、各種基準に準拠した内容である旨について外部機関の評価(第三者評価)を取得するスキームとしております。お客さまは自社の取り組みをステークホルダーに訴求することが可能です。

2. ローン概要

名 称	京銀サステナビリティローン	京銀トランジションローン
融資金額	当行所定の条件となります	
融資利率	当行所定の条件となります	
外部評価	各原則への適合性の観点から、当行所定の機関と連携し、企業活動を分析・評価・ 目標設定した「第三者評価」を取得いただきます	
その他	お客さまのご希望に応じて、当行より取組内容をプレスリリースいたします	

3. 取扱開始日

2021年12月6日(月)

以 上

京都銀行グループでは、従来から「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念に基づいた企業活動を行ってまいりました。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。



【SDGs】2015 年 9 月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての 2030 年までの世界共通目標。17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。

<ご参考 1>当行が取り扱うサステナブルローンについて(本件含む)

名 称	概 要
サステナビリティ・ リンク・ローン	お客さまのESG戦略と整合した取組目標「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)」を定め、その達成度合いに応じて金利引き下げ等のインセンティブを設定するものです。
グリーンローン	資金使途を環境問題の解決に資する事業 (グリーン事業) への用途に限定するものです。
ソーシャルローン	資金使途を社会課題の解決に資する事業 (ソーシャル事業) への 用途に限定するものです。
サステナビリティローン	資金の充当事業として、環境問題と社会課題をそれぞれまたは同 時に解決することに資する事業を対象とするものです。
トランジションローン	お客さまの脱炭素社会の実現に向けた取り組みをサポートするためのものです。

今回 追加

※融資の取り組みにあたっては、各種基準に準拠した内容である旨について外部機関の評価 (第三者評価)を取得するスキームとしております。お客さまは自社の取り組みをステー クホルダーに訴求することが可能となります。

持続可能な社会の実現に向けた投融資方針

1. 基本的な考え方

京都銀行グループは、『地域社会の繁栄に奉仕する』との経営理念のもと、お客さまとともに地域の幸せな未来を創るため、地域金融機関の立場から環境・社会・経済的課題の解決に「ポジティブな影響の増大・創出」と「ネガティブな影響の低減・回避」の両面から取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. ポジティブな影響の増大・創出

ポジティブな影響をもたらす可能性の高い特に以下に対しては、企業や事業への投融資 を積極的におこない支援してまいります。

(1) 地域企業の創業・イノベーション創出・成長に向けた支援

京都銀行の創立間もない時期からおこなってきた、地域企業の創業・イノベーション 創出・成長に向けた投融資に、顧客ニーズにあわせた新たな金融・伴走支援のスキーム などを取り入れ、高度化させながら継続的に取り組んでまいります。

(2) 環境問題の解決に向けた支援

再生可能エネルギーや省エネルギーなど気候変動リスクの低減に資する投融資のほか、 脱プラスチックや森林資源保全に資する投融資など、環境問題の解決に向けて継続的に 取り組んでまいります。

(3) SDGs・ESG経営の普及に向けた支援

SDGs・ESGの趣旨に沿った経営を志向する企業などへの投融資に継続的に取り組んでまいります。

3. ネガティブな影響の低減・回避

極めて大きいネガティブな影響をもたらす可能性の高い特に以下に対しては、原則、事業への投融資をおこないません。

ただし、例外的に取り組みを検討していく場合は、国のエネルギー政策のほか環境社会配慮ガイドラインや公的輸出信用アレンジメントをはじめ国際的なガイドラインや認証取得状況などを参考に、環境や地域社会への影響など個別案件ごとの背景や特性を十分に検討のうえ慎重に対応いたします。

- (1)新設の石炭火力発電事業
- (2) クラスター爆弾製造関連事業などの非人道的事業
- (3) 人権侵害や強制労働が懸念されるパーム油農園開発事業など
- (4) 原生林や生熊系の破壊など環境への甚大な影響が懸念される森林伐採事業など

以上